

令別表第一		防火対象物の用途	設置基準	
			一般	地階等
(1)	イ	劇場、映画館、観覧場、演芸場	500㎡以上	100㎡以上
	ロ	公会堂、集会場		
(2)	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブなど	700㎡以上	150㎡以上
	ロ	遊技場、ダンスホール		
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗		
	ニ	カラオケボックスなど		
(3)	イ	待合、料理店、これらに類するもの		
	ロ	飲食店		
(4)		百貨店、マーケットなどの物品販売店舗		
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所		
	ロ	寄宿舍、共同住宅		
(6)	イ(1)	特定診療科目を有する病院		
	イ(2)	4床以上の診療所		
	イ(3)	(1)以外の病院・有床診療所		
	イ(4)	無床診療所、無床助産所		
	ロ(1)	特別養護老人ホーム、老人短期入所施設など		
	ロ(2)	救護施設		
	ロ(3)	乳児院		
	ロ(4)	障害児入所施設		
	ロ(5)	障がい者支援施設		
	ハ(1)	老人デイサービスセンター、老人福祉センターなど		
	ハ(2)	更生施設		
	ハ(3)	助産施設、保育所、児童養護施設など		
	ハ(4)	児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設など		
	ハ(5)	身体障害者福祉センター、障害者支援施設など		
ニ	幼稚園又は特別支援学校			
(7)		小学校、中学校、高等学校、大学など		
(8)		図書館、博物館、美術館		
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの		
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場		
(11)		神社、寺院、教会	1000㎡以上	200㎡以上
(12)	イ	工場又は作業場	700㎡以上	150㎡以上
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ		
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場	/	/
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
(14)		倉庫	700㎡以上	150㎡以上
(15)		前各項に該当しない事業場	1000㎡以上	200㎡以上

(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	※1	※1
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	※1	※1
(16)の2		地下街	150㎡以上	
(16)の3		準地下街（特定防火対象物を含むもの）		
(17)		指定重要文化財など		

その他の規定

1	複合用途防火対象物は算定を延べ面積とはせず、それぞれの用途ごとに判定し、当該用途の設置基準面積を超過した場合に義務が生じる。
2	<p>表中の設置基準面積について、防火体操物の構造が準耐火構造の場合は2倍、耐火構造の場合は3倍に読み替える。</p> <p>例1) 準耐火造の映画館 $500\text{㎡} \times 2 = 1,000\text{㎡}$ 延べ面積1,000㎡以上で設置義務が生じる</p> <p>例2) 耐火造の小学校 $700\text{㎡} \times 3 = 2,100\text{㎡}$ 延べ面積2,100㎡以上で設置義務が生じる</p>